

○厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養

(平成十八年九月十二日)

(厚生労働省告示第四百九十五号)

健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)の施行に伴い、厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養を次のように定め、平成十八年十月一日から適用し、厚生労働大臣の定める選定療養(平成十八年厚生労働省告示第百五号)は、平成十八年九月三十日限り廃止する。

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養  
(平二八厚劳告六〇・改称)

- 第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第三号及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。)第六十四条第二項第三号に規定する評価療養は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 別に厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院又は診療所において行われるものに限る。)
  - 二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第二条第十七項に規定する治験(人体に直接使用される薬物に係るものに限る。)
  - 三 医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験(機械器具等に係るものに限る。)
  - 三の二 医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験(加工細胞等(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第二百七十五条の二の加工細胞等)に係るものに限る。)
  - 四 医薬品医療機器等法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の規定による承認を受けた者が製造販売した当該承認に係る医薬品(人体に直接使用されるものに限る。別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)
  - 五 医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の十七第一項の規定による承認を受けた者が製造販売した当該承認に係る医療機器又は体外診断用医薬品(別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)
  - 五の二 医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の三十七第一項の規定による承認を受けた者が製造販売した当該承認に係る再生医療等製品(別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)
  - 六 厚生労働大臣が定めるものに限る。)
  - 七 承認を受けた者が製造販売した当該承認に係る医療機器(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。)
  - 七の二 承認を受けた者が製造販売した当該承認に係る再生医療等製品(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。)
- (平一九厚劳告一〇〇・平二〇厚劳告九八・平二六厚劳告四二二・平二八厚劳告六〇・一部改正)

- 第一条の二 健康保険法第六十三条第二項第四号及び高齢者医療確保法第六十四条第二項第四号に規定する患者申出療養は、別に厚生労働大臣が定める患者申出療養(別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院又は診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものにおいて行われるものに限る。)

(平二八厚劳告六〇・追加、平二八厚劳告三六六・一部改正)

- 第二条 健康保険法第六十三条第二項第五号及び高齢者医療確保法第六十四条第二項第五号に規定する選定療養は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 特別の療養環境の提供
  - 二 予約に基づく診察
  - 三 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察
  - 四 病床数が二百以上の病院について受けた初診(他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。)
  - 五 病床数が二百以上の病院について受けた再診(当該病院が他の病院(病床数が二百未満のものに限る。)
  - 六 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるもの
  - 七 別に厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が百八十日を超えた日以後の入院及びその療養に伴う世話その他の看護(別に厚生労働大臣が定める状態等にある者の入院及びその療養に伴う世話その他の看護を除く。)
  - 八 前歯部の金属歯冠修復に使用する金合金又は白金加金の支給
  - 九 金属床による総義歯の提供

十 齧<sup>う</sup>蝕に罹<sup>り</sup>患している患者(齧<sup>う</sup>蝕多発傾向を有しないものに限る。)であって継続的な指導管理を要するものに対する指導管理

(平二〇厚劳告九八・平二四厚劳告一五六・平二八厚劳告六〇・一部改正)

改正文 (平成一九年三月三〇日厚生労働省告示第一〇〇号) 抄

平成十九年四月一日から適用する。

改正文 (平成二〇年三月一九日厚生労働省告示第九八号) 抄

平成二十年四月一日から適用する。

改正文 (平成二四年三月二六日厚生労働省告示第一五六号) 抄

平成二十四年四月一日から適用する。

改正文 (平成二六年十一月二一日厚生労働省告示第四二二号) 抄

平成二十六年十一月二十五日から適用する。

改正文 (平成二八年三月四日厚生労働省告示第六〇号) 抄

平成二十八年四月一日から適用する。